

セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

【第145回企業会計基準委員会での検討の主なポイント】

1. セグメント情報の利益の額及び資産の額の取扱い
（会計基準（案）第19項、第78項及び第79項）
公開草案へのコメントを受け、セグメント情報の利益の額及び資産の額の取扱いをより明確にするための修正
2. 開示の必要性が乏しい項目の取扱い
（会計基準（案）第21項及び第22項、第82項）
公開草案に対し、開示の必要性が乏しい場合の取扱いに関し、基準上、特に記述のない事項についてコメントが寄せられたことに対応するための修正
3. 組織変更等によるセグメントの区分方法の変更及び適用初年度の比較情報の取扱い
（会計基準（案）第27項及び第28項、第36項から第38項、第88項、第100項）
公開草案に対し、比較情報の開示については、前年度のセグメント情報を当年度の取扱いにより作り直した情報を開示すべきとのコメントが寄せられたことに対応するための修正
4. 従来とのセグメント情報との比較
（会計基準（案）第50項及び第51項）
公開草案へのコメントを受け、現行のセグメント情報開示の取扱いとの比較について明確にするための修正
5. 事業活動上の障害
（会計基準（案）第52項から第54項）
公開草案へのコメントを受け、マネジメント・アプローチの短所である「事業活動上の障害」についての当委員会の考え方と検討の経緯を明確にするための修正
6. 持分法適用会社の取扱い
（適用指針（案）第4項）
公開草案へのコメントを受け、セグメント情報の開示における持分法適用会社の取扱いを明確にするための修正

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。